

# 七、大マニラ防衛司令部關係事項

告示

## 防衛司令部設置ニ關スル件假譯

一、日本軍大マニラ市防衛司令部ヲ「ミリタリ・

プラサ」ニ設置ス、

二、防衛ノ目的ハ一般治安安寧秩序ヲ確保シ大

マニラ市ニ於ケル違法ヲ監督スルニアリ

民衆ハ心配無ク日常生活ヲ營ムヘシ

三、日本軍ニ對シ敵對行動ヲ爲シ財產ヲ掠奪ス

ル者ハ嚴罰ニ處スヘシ

四、日本軍人ノ護衛スル建物並ニ區域ニ入ルコ

トヲ許可サレタル者ニハ防衛司令官發行ノ

證明書ヲ交付スヘシ

該證明書ハ防衛司令部ニ於テ交付サルヘシ

五、會合並ニ集會ハ一般ニ禁止ス  
但シ防衛司令官ノ特ニ許可アリタケモノハ  
之ヲ除ク

六、安寧若クハ防衛ニ關シ日本軍ニ援助ヲ與ヘ  
シト欲スル者ハ憲兵隊(ハイアライニアリ)

若クハ防衛司令部ニ來ルヘシ

昭和十七年一月八日

大マニラ防衛司令官

## 燈火管制實施ニ關スル件

最近敵機日本軍ノ目ヲ掠メテ來襲スルコトアル  
ニ就キ市民一般ニ當分ノ間燈火管制(警戒管制)ヲ  
實施スヘシ

右告示ス

昭和十七年一月三十日

大マニラ市防衛司令官

## 掠奪者ニ對シ兵器使用ノ件

軍ノ保管スル物件及建造物並ニ一般家屋倉庫等ニ至リニ侵入シ物品等ヲ掠奪スルハ行爲ニ對シハ軍ハ治安維持ノ爲兵器ヲ使用スルノ在處ム大キモ至ルヘク從ツテ該行爲者ノ生命ハ之ヲ保障セス

茲ニ「一般ニ告示ス」  
昭和十七年二月三日  
大マニラ市防衛司令官

## 砲實彈射擊實施ノ件

來年二月十日九時ヨリ十八時ノ間バサイ區ボロ俱樂部北側附近海岸ニ於テマニラ灣コレヒドール方向ニ對シ砲實彈射擊ヲ實施スルニツキ附近航行中ノ船舶ハ注意スヘシ  
右告示ス

昭和十七年二月七日  
大マニラ市防衛司令官

## 砲實彈射擊實施ノ件

來ル二月五日自九〇〇ニ亘リ「バサイ」區ボロー

俱樂部北側附近海岸ニ於テマニラ灣コレヒドール方向ニ對シ砲實彈射擊ヲ實施スルニ付附近航行中ノ船舶ハ注意スヘシ

右告示ス

昭和十七年二月四日  
大マニラ市防衛司令官

## 英人二名銃殺ニ關スル件

トマス・ヘンリー・フレッチャー（英人）ヘンリー・エドワード・オオソウズ（英人）はサレッキー・ボーリングス・グリフィン（英人以上何レモ假名）

右三名ハ他ノ敵國人ト共ニ一月三日 サント・トマス大島收容所タメモ入ナシ、最近皇軍ノ殊遇ニ恒レテ鬼角所内ノ統制ヲ素リ、剩ヘ敵軍ヲ

利スヘク外界ト通謀セントシテ大膽ニモ二月十一  
日夜逃亡ヲ企タル科ニヨリ、軍律ノ定ムル所ニ  
ヨリ右二名ヲ銃殺ニ處シタリ

民ハ注意アリ度シ

日夜逃亡ヲ企タル科ニヨリ、軍律ノ定ムル所ニ  
ヨリ右二名ヲ銃殺ニ處シタリ

一、日時 本月十七日自午前九時至正午

一、場所 マーフィ兵營東北方、射擊場

目的 射擊演習及ヒ試射ノ爲

### 砲實彈射擊實施ノ件

一、火器ノ種類及ヒ射擊ノ發數 重機關銃 百發

迫擊砲 五發

來ル二月十七日 自〇九、〇〇間「パサイ」區界一帯

昭和十七年二月十五日

大マニラ市防衛司令官

俱樂部北側附近海岸ニ於テマニラ灣ヨレセドール

### 砲實彈射擊實施ノ件

人船舶ハ注意スヘシ

### 砲實彈射擊實施ノ件

有告示スヘシ

### 砲實彈射擊實施ノ件

大マニラ市防衛司令官

### 砲實彈射擊實施ノ件

有告示スヘシ

### 砲實彈射擊實施ノ件

大マニラ市防衛司令官

### 砲實彈射擊實施ノ件

左記ノ通り實彈射擊ヲ實施スルヲ以テ大マニラ市

### 砲實彈射擊實施ノ件

## 自動車運行上ノ規定ニ關スル件

自動貨車 三十糠以内

自動車交通事故防止ノ爲市内交通ニ關シ一般ニ左

記事項ヲ嚴守スヘシ

一、左側通行停止ヲ勵行スヘシ

二、速度ハ乗用車 四十糠以内

三、危険地域ニ於ケル警報器ノ使用及速度低下ヲ  
躊躇スヘカラス

四、當分ノ間遮光設備ナキ夜間運行ヲ禁ス

五、操縦者ハ嚴ニ交通整理班ノ指示ニ從フヘシ

昭和十七年二月十六日

大マニラ市防衛司令官

## 八、大日本憲兵隊關係事項

### 告 示

#### 憲兵分駐所設置ノ件

「マニラ」市「サンチャゴ」要塞内大日本憲兵隊ハ治安維持及民保護ノ爲メ「マニラ」市及「ケソン」市ニ左ノ十ヶ所ノ憲兵分駐所ヲ開設セリ

分 駐 所	所 在 地	電 話	受 持 區 域
第一 分 駐 所	エーヤボートタガオ （トンド島アスカラガ街）	四 九 七 九 五	ト ン ニ コ ラ ス 區 域